

【事前協議規程における立地基準】

1 設置者等は、次の条件に適合するよう廃棄物処理施設等の立地を計画する。

一 最終処分場は、他の最終処分場の敷地境界から1km以上距離を設けること

事前協議において公告済の最終処分場計画地、廃止前の最終処分場、事前協議対象外の公共最終処分場

二 最終処分場は、次の水道水源施設の敷地境界から500m以上距離を設けること

公共用水道水源又は専用水道の水源

三 焼却施設及び最終処分場は、次の住宅密集又は住居地域の境界から100m以上距離を設けること

第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域及び公営住宅団地

四 すべての施設は、特に静穏の配慮が必要な次の自然環境保全地域等の境界から100m以上距離を設けること

重要文化財(建造物に限る)、埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物、登録記念物、伝統的建造物群保存地区、国立公園、国定公園、県立公園、風致地区、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、特別緑地保全地区、絶滅野生動植物の生息地等保護区、鳥獣保護区、景観計画区域、景観地区

五 すべての施設は、特に静穏の配慮が必要な次の施設の敷地境界から100m以上距離を設けること

学校、専修学校、各種学校、児童自立生活援助事業を行う住居、小規模住居型児童養育事業を行う住居、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業所、病院、診療所・助産所のうち入所施設、公民館、図書館、救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供之施設、博物館、婦人保護施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、母子福祉施設、公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、介護老人保健施設、サービス付高齢者向け住宅、障害福祉サービスを行う事業所(入所等)、障害者支援施設、福祉ホーム、認定こども園

六 すべての施設は、利用者に配慮が必要な次の施設の敷地境界から20m以上距離を設けること

保健所、児童家庭支援センター、診療所・助産所のうち入院を伴わない施設、検疫所、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者更生相談所、授産施設(生活保護法)、授産施設(社会福祉法)、隣保館等、知的障害者更生相談所、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、更生保護事業施設、障害福祉サービスを行う事業所(介護等)、地域活動支援センター

七 すべての施設は、次の災害防止等保全のための区域から10m以上距離を設けること

砂防指定地、市町村の消防施設、県又は水防管理団体の水防施設、公共客土事業、土地改良事業の用排水機、地下水源の利用設備、保安林、保安林予定森林、保安施設地区、保安施設地区予定地区、水下水道事業施設、地すべり防止区域、宅地造成工事規制区域、河川区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、気象等観測施設、公共かんがい施設、災害防止用ため池、防風林施設

八 すべての施設は、次の土地を含まないこと

住居(計画者の土地を除く)、公共用地(計画の公表されているものを含み、赤線・青線を除く)、農業振興地域の農用地区域内の農地(青地)

2 次のいずれかにあてはまれば、前項第三号から第七号を適用しない。

- 一 既存の廃棄物処理施設等であって、敷地の拡張を伴わない設置等
- 二 原材料と同様の廃棄物を処理する製造施設(焼却施設、1t/日以上の熱分解施設・乾燥施設・溶融施設・固体燃料化施設・発酵施設・蒸留施設・特管の中和施設を除く)の設置等
- 三 前項に掲げる敷地境界から廃棄物処理施設等までの間に、幅30m以上の河川区域を持つ一級河川又は二車線以上の道路がある場合の設置等
- 四 工業地域、工業専用地域、準工業地域又は工業等導入地区における設置等
- 五 移動式の廃棄物処理施設等の設置等(廃棄物の処理・積替え・保管の場所を除く。)

3 次のいずれかにあてはまれば、設置場所の選定に配慮が必要。

- 一 現に規制基準値を超過する地域において、同一の公害要素を発生させる施設の新設
- 二 現に100m以内に屋外処理する施設があり、同一の公害要素を発生させる施設の新設

4 設置場所の土地及び建物は、施設の設置までに使用権原を得なければならない。